

### 3. 広野町以外での接種について

- ・入院中の医療機関や施設でワクチンを受ける方は、医療機関や施設にご相談ください。
- ・避難先において、「住所地外接種届出済証」の提出を求められた場合は、広野町コロナワクチンコールセンターまでお問い合わせください。かかりつけ医や大規模接種で受ける場合は必要ありません。
- ・広野町に居住している広野町民以外の方で、町の集団接種を希望される場合は広野町コロナワクチンコールセンターまでお問い合わせください。

#### ●発熱などの症状がある場合の相談・受診について

福島県は、発熱などの症状がある方の診察や必要な検査の実施可能な医療機関を登録し、福島県ホームページで公表しています。受診を希望する医療機関へ必ず事前に電話してから受診してください。

#### ●診療・検査医療機関が見つからない、近くにない方

診療・検査医療機関が見つからないまたは近くにない方などは、受診相談センターへご相談ください。

○受診相談センター ☎0120-567-747 (24時間、土日祝日対応)

#### ●陽性となった場合の対応について

基本的に自宅での療養となります。医療機関で処方された解熱剤などを服用し、安静にして様子を見てください。水分がとれない、発熱が4日以上続くなど、症状が悪化した場合は、福島県フォローアップセンター（☎0120-897-089）までご相談ください。

自宅療養期間中は、以下の感染対策を行ってください。

- こまめな換気
- みんなでマスクを着用
- こまめに流水と石鹼で手洗い（アルコール消毒可）
- ドアノブやテーブルなどの共用部分の消毒
- お世話する人を限定
- 食事は別室または時間をずらす
- 陽性者のお風呂は最後
- 物（タオル、食器、歯磨き用コップなど）を共用しない
- 寝室など可能な限り生活空間を分ける
- 汚れたタオルやシーツ、衣類は洗濯する

また、同居家族に妊娠37週以降の妊婦がいる場合は、福島県フォローアップセンター（☎0120-897-089）へ連絡してください。

療養期間は、以下のとおりです。

#### ●症状のある方（入院者・高齢者施設入所者を除く）

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後\*24時間経過した場合には8日目から解除可能

\*症状軽快とは、解熱剤を使用せずに、解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいいます。

| 発症日<br>0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目<br>症状<br>軽快 | 7日目<br>24時間<br>経過 | 8日目<br>療養<br>解除 | 9日目 | 10日目 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------|-------------------|-----------------|-----|------|
|            |     |     |     |     |     |                 |                   |                 |     |      |

#### ●症状がない方

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除可能（従来どおり）

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には6日目に解除可能

| 検体<br>採取日<br>0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目<br>療養解除 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|
|                  |     |     |     |     |     |     |     |             |

検査キットによる陰性確認

陰性確認した場合の解除日

検温など自身で健康状態を確認

## \*\*\* 広野町コロナワクチンコールセンター \*\*\*

平日のみ【月曜日～金曜日（祝祭日を除く）】午前8時30分～午後5時15分 ☎0120-567-513

# 新型コロナワクチン接種について

## 1. 陽性者全数把握見直しと防災無線の再開について

9月26日から陽性者全数把握が見直しされ、新規陽性者数の公表は、市町村単位から保健所単位に変更されました。町は、引き続き、関係機関からの限られた情報を基に、町内における罹患率のデータを作成して、広野町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において情報共有を行い、広報ひろの、町ホームページ並びにワクチン接種事業等を通じ、住民周知に取り組んでいます。

今後も、新型コロナウイルス感染症対策における国、県の動向、感染状況を注視し、適切かつ的確な住民周知に取り組んでいきます。

## 2. オミクロン株に対応した2価ワクチンの接種について

### ○オミクロン株対応 2価ワクチン対象者

- 新型コロナウイルスの従来株とオミクロン株に対応したワクチン（以下「オミクロン株対応2価ワクチン」という。）の接種は、初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の全ての方を対象に、一人1回接種します。最終接種から3ヶ月以上経過した方が対象者となります。
- 令和5年1月以降に行う広野町のオミクロン株対応2価ワクチン接種は、馬場医院での個別接種となります。申込み先は広野町コロナワクチンコールセンター（☎0120-567-513）です。

### ○小児（5～11歳）接種について

小児接種対象の保護者に対し意向調査を行い、双葉郡8町村共同でワクチン接種を実施しています。2回目接種から5ヶ月以上経過後の追加接種についてご案内をしています。

### ○乳幼児（生後6ヶ月～4歳）接種について

乳幼児接種対象の保護者に対し意向調査を行っています。接種回数は3回となります。双葉郡8町村共同でワクチン接種を実施する準備を進めています。

### ○初回接種（1・2回目接種）が未接種の方

- ・従来型ワクチンによる接種を完了してください。
- ・接種を希望される場合は、広野町コロナワクチンコールセンターまでお問い合わせください。

